

台東区公共工事の前払金取扱要綱

昭和49年9月11日

台総経発第108号

(通則)

第1条 東京都台東区契約事務規則(昭和39年6月台東区規則第13号。以下「規則」という。)第49条の2に規定する公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前払金の制限)

第2条 規則第49条の2第1項の規定による前払金の対象とされる工事のうち、次に掲げるものについては前払金を支払わない。ただし、台東区長(以下「区長」という。)が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

(1) 契約金額が150万円未満の工事

(2) 工食用材料を支給する工事で、契約金額に支給材料の額を加えた額の3割以上の材料を支給するもの

2 前項に定める場合のほか、区長が、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があると認めるとき又は前払金の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数処理)

第3条 前払金に10万円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の対象及び率等の明示)

第4条 前払金の支払の対象とされる工事及び前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

(前払金に関する契約書記載事項)

第5条 前払金を支払う工事の請負契約書には、次に掲げる事項を約款として記載するものとする。

(1) 前払金の請求手続に関すること。

(2) 契約金額の増減に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。

(3) 保証契約の変更にに関すること。

(4) 前払金の使途制限に関すること。

(5) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(6) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。

(7) 前払金の不払に対する工事中止に関すること。

(前払金の請求手続)

第6条 前払金の請求は、契約締結後に当該契約の相手方が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第4項に規

定する保証事業会社と契約書記載の工期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結したのちに、その保証証書を提出させたいうで行わせるものとする。

2 前項の請求を受けたときは、遅滞なく支払うものとする。

(契約金額変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第7条 規則第49条の2第2項の規定により追加払し、又は返還させる前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加払する場合においても、前払金の合計額は同条第1項に定める額を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合、増額後の契約金額に規則第49条の2第1項に定める割合(以下「限度割合」という。)(当初の前払金の支給率が限度割合を下回るときはその率とする。次号において同じ。)を乗じて得た額(10万円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。)から支払済の前払金の額を差し引いた額

(2) 契約金額を減額した場合、支払済の前払金の額から、減額後の契約金額に限度割合を乗じて得た額を差し引いた額

2 規則第49条の2第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更日以降、次条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第49条の2第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更日以降、区長の指定する日までに行わせるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「法定率」という。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)得た額を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第49条の2第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他区長が必要がないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第8条 規則第49条の2第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期が延長された場合には、区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。

3 規則第49条の2第2項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金の使途制限)

第9条 前払金は、当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第10条 規則第49条の2第3項の規定により、前払金を返還させる場合において当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第49条の2第3項の規定により前払金を返還させるときには、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

（前払金を支払った場合における部分払の限度額）

第11条 前払金を支払った工事について部分払をするときは、規則第51条の1第2項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

部分払いの額 \leq 既済部分の代価 \times （9/10－前払金額/契約金額）

（前払金の不払に対する工事中止）

第12条 契約の相手方は、区長が第7条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその請求をしたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、契約の相手方は、理由を明示した書面をもってその旨を直ちに区長に通知するものとする。

（2年度以上にわたる工事の前払金）

第13条 2年度以上にわたる工事であっても、前払金は、契約金額に限度割合を乗じて得た額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額をこえるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰越される工事に係る前払金についても適用する。

（債務負担行為を伴う工事の特例）

第14条 債務負担行為を伴う工事であるため第2条第2項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日以後の工事請負契約について適用する。

付 則

この要綱は、平成20年1月10日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。